

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	杉本 吉正	北葛城郡広陵町大字平尾一八九
〃	竹村 邦雄	〃
〃	堀川 季延	〃
〃	北村 介則	〃
〃	杉本 國嘉	〃
〃	村本 佳宜	〃
〃	西嶋 健司	〃
監事	堀川 秀治	〃
〃	西嶋 隆	〃

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	杉本 吉正	北葛城郡広陵町大字平尾一八九
〃	竹村 邦雄	〃
〃	堀川 季延	〃
〃	北村 介則	〃
〃	杉本 國嘉	〃
〃	村本 佳宜	〃
〃	西嶋 健司	〃
監事	堀川 秀治	〃
〃	西嶋 隆	〃